

令和元年度外国人介護人材確保対策事業

外国人介護人材の受入推進セミナー

実施要綱

1 目 的

本セミナーは、外国人介護人材の受入制度等の総論的内容や、受入に向けた事前準備、受入れた後の施設の変化、良かった点など、その実際を学び、大分県内の外国人介護人材の適切かつ円滑な受入を促進することを目的に開催します。

2 日 程 ・ 内 容

令和元年12月10日(火) 13:00~16:00 ※予定

13:00	開会・オリエンテーション
13:10 (90分) ※質疑含む	講 義 社会福祉法人敬愛園 理事・福岡介護福祉専門学校 校長 おがさわら せいじ し 小笠原 靖治 氏 ・福岡県福岡市在住 ・経歴:西九州大学社会福祉学科 福岡介護福祉専門学校卒業 卒業後、福岡市内の介護老人保健施設で勤務 平成15年度より福岡介護福祉専門学校に入職 社会福祉法人 福岡福祉会 評議員 福岡県介護福祉士会 理事 福岡支部長 としても活躍中 (内容予定) ・外国人受入の現状 ・外国人介護職員の受入制度(留学生・技能実習生・特定技能)とそれぞれのメリット・デメリット ・外国人介護職員との(共に働くための)関わり方のポイント ・これからの介護現場に求められるもの(ソフト面・ハード面) などについてご講演いただきます。-
14:40	休憩
14:50 (60分) ※質疑含む	実 践 報 告 ・特別養護老人ホーム日田園 みやざき たかお 施設長 宮崎 隆生 氏 大分県日田市在住 ・受入制度:技能実習 ・受入国籍:カンボジア人女性2名 ・受入時期:2019年3月末 (内容予定) ・受入に向けた事前準備・受入後良かった点・大変だった点・工夫していること などについて、 実際に受入を行ったご経験を踏まえてご報告いただきます。
15:50	事務連絡
16:00	閉会

3 会 場 B-CON PLAZA 別府国際コンベンションセンター3階 国際会議室
〒874-0828 大分県別府市山の手町12番1号
TEL :0977-26-7111 FAX:0977-26-7100

4 主 催

大分県(受託:社会福祉法人大分県社会福祉協議会 大分県社会福祉介護研修センター)

5 共 催

大分県社会福祉法人経営者協議会 大分県老人福祉施設協議会
大分県介護老人保健施設協会 大分県特定施設連絡協議会

6 参加対象者 以下の大分県内施設の施設長、事務長、管理者 等

- 1:外国人介護人材の受入を(検討)している老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業所
- 2:外国人介護人材の受入を(検討)している 1 以外の施設・事業所
- 3:その他

※会場のキャパシティを越えてお申し込みがあった場合、1→2→3 の優先順位とさせていただきますことを、予めご了承ください。

7 参 加 費 無 料

8 参加定員 200 名 程度

9 申込方法 別紙様式によりFAXまたは郵送にて参加申込みをしてください。

10 申込期限 令和元年11 月 24日(日) ※但し、会場のキャパシティに達し次第、締切といたします。

11 そ の 他

- ・本研修会参加者の氏名、住所、所属機関名等を掲載した名簿を作成し、本会でこれを管理します。
- ・技能実習生、第 1 号特定技能外国人受け入れの対象となる事業所については、別紙 1 をご参照ください。

12 申し込み及び問い合わせ先

社会福祉法人大分県社会福祉協議会
大分県社会福祉介護研修センター (担当 : 総務・人材部 衛藤)
〒870-0161 大分市明野東 3 丁目 4 番 1 号
TEL:097-552-6888 FAX:097-552-6868
E-mail:m-eto@okk.or.jp

別 紙

F A X 送 信 票

※別途送信票等は不要です

大分県社会福祉介護研修センター総務・人材部 衛藤

FAX:097-552-6868

令和元年度外国人介護人材確保対策事業
外国人介護人材の受入推進セミナー
参加申込票

所 属 名 _____

記入者氏名 _____ ご連絡先 _____

以下のとおり申込みます。

役職	氏 名	備 考

お問い合わせ先

社会福祉法人大分県社会福祉協議会

大分県社会福祉介護研修センター（担当：衛藤）

TEL:097-552-6888

E-mail:m-eto@okk.or.jp

(別紙1)対象施設		【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理したもの】（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）	
児童福祉法関係の施設・事業		生活サポート	
知的障害児施設	児童福祉法関係の施設・事業	経過型デイサービス事業	指定認知症対応型共同生活介護
自閉症児施設		訪問入浴サービス	指定介護予防認知症対応型共同生活介護
知的障害児通園施設		地域活動支援センター	介護老人保健施設
盲児施設		精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)	介護医療院
ろうあ児施設		在宅重度障害者通所支援事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)	指定通所リハビリテーション
難聴幼児通園施設		知的障害者通所支援事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)	指定介護予防通所リハビリテーション
肢体不自由児施設		居宅介護	指定短期入所療養介護
肢体不自由通園施設		重度訪問介護	指定介護予防短期入所療養介護
肢体不自由療養施設		行動支援	指定特定施設入居者生活介護
重症心身障害児施設		同行支援	指定介護予防特定施設入居者生活介護
重症心身障害児(者)通園事業		外出介護(平成18年9月までの事業)	指定地域密着型特定施設入居者生活介護
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた施設医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構)の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)		移動支援事業	サービス付き高齢者向け住宅※3
児童発達支援	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業		第1号訪問事業
放課後等デイサービス	老人福祉法関係の施設・事業		指定訪問介護
障害児入所施設	第1号通所事業		指定介護予防訪問介護
児童発達支援センター	老人デイサービスセンター		指定夜間対応型訪問介護
保育所等訪問支援	指定通所介護(指定療養通所介護を含む)		指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	指定地域密着型通所介護		
	指定認知症対応型通所介護		生活保護法関係の施設
	指定介護予防認知症対応型通所介護		救護施設
	指定介護予防認知症対応型通所介護		更生施設
	老人短期入所施設		
	指定短期入所生活介護		その他の社会福祉施設等
	指定介護予防短期入所生活介護		地域福祉センター
	養護老人ホーム※1		隣保館デイサービス事業
	特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)		独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のぞみの園
	軽費老人ホーム※1		ハンセン病療養所
	ケアハウス※1		原子爆弾被爆者養護ホーム
	有料老人ホーム※1		原子爆弾被爆者デイサービス事業
	指定小規模多機能型居宅介護※2		原子爆弾被爆者ショートステイ事業
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2		防災特別介護施設
	指定複合型サービス※2		原爆被爆者家庭養育員派遣事業
	指定訪問入浴介護		家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る)
	指定介護訪問入浴介護		病院又は診療所
			病院
			診療所

技能実習・特定技能を受け入れるために必要な「介護等の業務」とは、社会福祉士及び介護福祉士法に規定する「介護等の業務」であって、介護福祉士の受験資格の認定において「介護等の業務」に従事したとみとめられるものであること、とされています。

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。
 ※2 訪問系サービスに従事することは除く。
 ※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。